

# 1. 児童福祉施設等の概要

| 施設種別等                          | 内容   |
|--------------------------------|--|
| (1) 乳児院                        | <p>乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。</p> <p>※「乳児」とは、満1歳に満たない者をいう。</p> <p>○市内に1施設 ○道内には、他に1施設</p>               |
| (2) 児童養護施設                     | <p>保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。</p> <p>○市内に5施設 ○道内には、他に18施設</p> |
| (3) 児童心理治療施設                   | <p>軽度の情緒障がいを有する児童を短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。</p> <p>○市内に1施設 ○道内には、他に1施設</p>   |
| (4) 児童自立支援施設                   | <p>不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。</p> <p>○道内に3施設</p>                |
| (5) 児童家庭支援センター                 | <p>地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことの目的とする施設。</p> <p>○市内に6施設</p>                                  |
| (6) ファミリーホーム<br>【小規模住居型児童養育事業】 | <p>保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（「要保護児童」という。）について、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。入居定員は、5人又は6人まで。</p> <p>○市内に18カ所 ○道内には、他に14カ所（休止中は除く）</p>                      |

| 施設種別等                         | 内容  |
|-------------------------------|---|
| (7) 自立援助ホーム<br>【児童自立生活援助事業Ⅰ型】 | 義務教育終了児童等に対し、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業。入居定員は、5人から20人まで。<br>○市内に22カ所 ○道内には、他に22カ所(Ⅱ型・Ⅲ型を除く)  |
| (8) 地域小規模児童養護施設               | 地域社会の民間住宅等を活用し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で、養護を実施することにより子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とした施設。入居定員は、6名までで5名を下回らないこと。<br>○市内に16施設 ○道内には、他に21施設(休止中は除く)  |
| (9) 里親                        | 保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適当であると認められる児童を、里親の家庭に委託して養育する。<br>①里親<br>児童を自己の家庭内に預かり養育することを希望する者であって、市長が適当と認めた者をいう。<br>②里親の登録<br>里親希望者は、里親申請書を市長に提出する。<br>市長は、児童相談所の行なった家庭調査等に基づき、札幌市子ども子育て会議で意見を聴いたうえで登録する。<br>③里親の種類<br>○養育里親：要保護児童を養育する。<br>○養子縁組里親：養子縁組を前提として児童を養育する。<br>○専門里親：被虐待児童、非行の問題を有する児童及び障がいを有する児童を専門に養育する。<br>○親族里親：両親等児童を現に監護している者が死亡や行方不明、拘禁等により監護不能な状態において、3親等以内の親族が養育する。 |

※ 令和7年7月1日現在の施設数で助産施設、母子生活支援施設、保育所を除く。

## 2. 民間児童福祉施設等助成事業

| 事業名                      | 内容   |
|--------------------------|--|
| (1)<br>施設整備資金借入利子補助      | <p>社会福祉施設整備資金借入利子補助要綱に基づき社会福祉施設の新築、修理、改造、拡張、整備又は災害復旧に要する資金を借り入れた際の利子を補助する。</p> <p>※ 令和7年度予算額 3,949千円（児童養護施設）</p>   |
| (2)<br>産休代替職員雇用費補助       | <p>児童福祉施設の職員が出産又は傷病のため、長期間に渡り継続する休暇を必要とする場合に、職員の母体保護又は専心療養の保障を図り、併せて児童福祉施設における入所者の処遇を確保するため、代替職員を臨時的に任用する児童福祉施設の設置者に対し、予算の範囲内においてその経費を補助する。</p> <p>※ 令和7年度予算額 636千円（児童福祉施設及び乳児院）</p> |
| (3)<br>児童養護施設等学習等支援事業費補助 | <p>児童養護施設に入所している児童や、里親等に委託措置している児童に家庭学習等の支援を行うことにより、児童の学習能力の向上や自主性及び社会性等の伸長を援助し、児童の社会的自立を促進することを目的に、その学習等支援を行う事業者に対し、その経費の一部を補助する。</p> <p>※ 令和7年度予算額 1,500千円（児童養護施設及び里親等）</p>        |